

**Q3 電車の所要時間について、最寄りA駅から特急に乗車し、日中平常時20分(通勤時23分)かかるB駅で別路線の快速に乗換え(乗換え時間5分~8分)、日中平常時15分(通勤時18分)かかるC駅までの所要時間を次のように表示していましたが、新規約の規定ではどのように変更されるのか具体的にご教示ください。**

**【現表示】 A駅からC駅まで35分**

※A駅から特急に乗車、B駅で快速に乗換えたもの。通勤時は41分となります。

**A** 電車の所要時間について、新規約では、①特急、急行等の種別を明示すること、②乗換えを必要とするときは、その旨を明示すること、に加え、③朝の通勤ラッシュ時の所要時間を明示すること(平常時の所要時間を併記することができる)、④乗換えに概ね要する時間を含めることと改正されます。したがって、次の表示例のように表示していただくことになります。

なお、乗換え時間は、乗換え案内サイト等を参考にしてください。

**【表示例】** ○○線A駅から□□線C駅まで通勤時44分~47分

※ 朝の通勤ラッシュ時にA駅から急行に乗車し、

B駅で□□線通勤快速に乗換えたもの。

日中平常時は40分~43分。

いずれも乗換え時間を含みます。

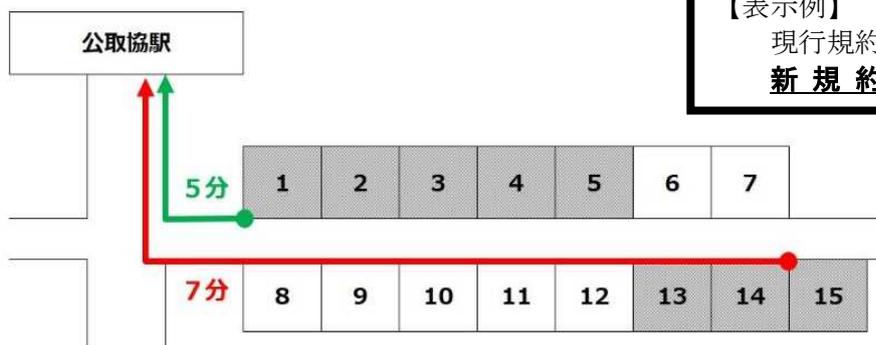
※左記の例は、通勤時乗換え時間を3~6分としています。

**Q4 規約改正後、物件から最寄駅や周辺施設等までの徒歩所要時間や道路距離の表示方法について、具体的に、どのように表示すればよいのでしょうか？ また、いつからこの方法で表示しないとイケないのでしょうか？**

**A** 販売対象が2以上の分譲物件(分譲宅地、新築分譲住宅等)において、最寄駅や周辺施設までの徒歩所要時間や道路距離を表示する場合、現行規約では最も近い販売対象の住戸(区画)からの徒歩所要時間(又は道路距離)のみでよいこととしていましたが、新規約では、最も遠い販売対象の住戸(区画)からの徒歩所要時間(又は道路距離)も併記することになります。具体的な表示の方法については、下記の表示例を参考にしてください。

また、新規約は、2022年9月1日に施行される予定ですが、ご質問の規定については、現行規定より強化されるため、施行に先立って表示をしても差し支えありません。

●総戸数15戸・第1期販売戸数8戸(上図1~5、13~15)の新築分譲住宅を販売する場合



**【表示例】**

現行規約→「公取協駅徒歩5分」

**新規約**→「公取協駅徒歩5分から7分」